

がん患者への就労支援推進事業

1 趣 旨

がんの療養が必要な患者は、仕事と治療の両立、仕事への復帰に不安を抱いているため、療養等の必要ながん患者に対する治療と仕事の両立、及び、治療のための離職を考えている患者や離職を余儀なくされた患者に対する就労を支援できる相談体制の整備を図る。

2 課 題

がん患者の就労支援については、治療中に安易に離職することを防ぎ、仕事を続けられるよう支援することが重要であるが、がん相談支援センターには専門的知識やノウハウが無く、就労相談に対応できていないため、企業の労務管理や社会保障制度に関する専門家の配置が望まれる。

3 事業内容

がん診療連携拠点病院等（がん相談支援センター）に社会保険労務士を派遣し、がん患者とその家族に対する就労相談、がん相談支援センター相談員に対する就労支援に関する研修※を行う。

相談内容（がん患者とその家族に対する就労に関する相談）

- ◇ 退職・解雇に関すること（退職勧奨を受けている 等）
- ◇ 労働条件の変更に関すること（復職したら賃金を切り下げられた 等）
- ◇ 休職・復職に関すること（休職制度があるか分からない 等）
- ◇ 医療保険に関すること（傷病手当金について要件等を知りたい 等）
- ◇ 雇用保険に関すること（失業給付はどのくらい受給できるか 等）
- ◇ 年金制度（手続等の説明）に関すること（年金保険料の減免制度はあるか 等）

※ 相談予約のない時間等を活用して実施する。

4 派遣方法

社会保険労務士の派遣を希望するがん診療連携拠点病院等（がん相談支援センター）に、長野県社会保険労務士会から推薦された社会保険労務士を派遣する。（原則：月1回 3時間）

